

ナッジを活用した行動変容促進事業業務委託 仕様書

1. 件名

ナッジを活用した行動変容促進事業業務委託

2. 業務の目的

近年、環境省では行動科学の知見に基づくアプローチ（ナッジ※）により、一人一人の行動変容を促し、ライフスタイルの変革を創出する取組が行われており、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな政策手法として着目されている。

松山市（以下「本市」という。）でも同様の取組が食品ロス削減やCO2排出削減等の観点で持続的・中長期的に適用可能であるかは検証が必要である。

また、本市では令和4年3月に「松山市食品ロス削減推進計画」を策定し、「楽しく食べきり！食品ロスゼロのまち!まつやま」を基本理念とし、各種取組を進めている。

とりわけ小中学校での学校給食については、無理なく喫食できるような創意工夫を凝らすこととしており、残食を減らすためにいかに行動変容を後押しするかが課題となっている。

そこで、本業務では、小中学校に通う児童生徒を対象にし、具体的に給食の残食を減らすことを目的に、行動変容を促す有効な手法を構築するとともにそれが実際の向環境行動につながるようなナッジを行う。

※ 行動科学の知見に基づく、人々が自分にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のこと。

3. 業務の内容

(1) 事前調査

市内小中学校での食品ロスの実態とその課題を把握するため、被験校で事前調査（アンケート調査）を行う。アンケート項目は約10項目程度とし、食品ロスはもとより環境問題への関心等を尋ねる質問を含む。

ア) 事前調査（アンケート調査）

(2) ナッジ介入案の検討

児童生徒が食品ロスに関する知識や行動について考えられるように、ゲーミフィケーションを取り入れたチャレンジシートの作成や給食レポート等のツールを設計し、デザインする。

各ツールにちりばめるナッジについては、イギリスのナッジ・ユニット (Behavioral Insights Team) が提唱している EAST (Easy, Attractive, Social, Timely) のフレームワークを活用する等、効果的なナッジの設計に努めることとする。

なお、上記はあくまでも一例であり、より効果的と考えられるナッジ介入の独自提案を可能とする。ただし、提案限度額内で実施可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

また、本業務終了後に、市内小中学校で使用可能なツールの作成を目指すこととし、本業務の実証事業としても使用しやすいように設計することとする。

ア) チャレンジシートの作成

- イ) 社会規範ナッジ（給食レポート）
- ウ) コミットメントナッジ 等

（3）フィールド実証の実施

受託者は（2）で作成したツールを使用し、学校ごとにナッジの介入群と対照群を振り分けてフィールド実証を行うものとする。

被験校は小学校2校（介入群・対照群）、中学校2校（介入群・対照群）を想定しているが、詳細は本市と協議の上、決定することとする。

被験校のリクルーティングや調整、担当教職員等への説明などは基本的に本市が行うが、必要に応じて受託者も参加することとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として対面での説明が困難な場合はオンラインでの実施ができるよう、被験校と調整する。

- ア) フィールド実証の実施
- イ) 調査票等の素案作成と実施

（4）効果検証の実施

被験校で、ランダム化比較試験（RCT：Randomized Controlled Trial）や差分の差分法（DID：Difference in Differences）等をはじめとする、得られるエビデンスの質の高い頑健な実証実験の手法により行動変容に係るナッジ介入の効果検証を行う。

効果検証については、介入群と対照群で給食の残食に差が生じているかどうかを確認することとし、データの解析を実施する。

なお、効果検証中の学校ごとの残食は本市が計測することとし、その計測データを受託者に提供することとする。

また、被験校での効果検証の実施後、事後調査（アンケート調査）を行うこととし、介入群と対照群の間で向環境行動などに差が生じているかどうかを確認する。

- ア) 計測データの入力及び分析
- イ) 被験校への解析結果のフィードバック等の実施
- ウ) 事後調査（アンケート調査）

（5）その他文献調査

本市の令和元年度の食品ロスは約21千tで、内訳は家庭系が約17千t、事業系が約4千tと推計されており、事業系には、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の4産業が含まれている。そのうち、外食産業の食品廃棄物に占める食品ロスの割合は約54%となっており、食品ロスを削減する余地が大きいと考えられる。

一方、飲食店では宴会や立食などのイベント、一人一人の喫食量といった影響を受けやすく、サービスの低下につながることから、食品ロス削減対策に取り組みにくい状況であると推測される。

そこで、外食産業の食品ロス問題を詳細に把握するため、既存の書籍、論文、調査報告書等から情報収集を行い、整理を行うとともに、外食産業での食品ロス削減に資するナッジを取り入れたツールを2パターン程度作成し、本市に提供すること。

- ア) 文献調査
- イ) ツール作成（チラシ、パンフレットなどを想定）

(6) 報告書の作成

- ① 受託者は調査の実施によって得られた情報を整理・分析し、1つの報告書としてまとめること。なお、本市の意見も踏まえ、遅くとも令和6年1月末日までに、報告書の素案を作成し、本市担当者に提出すること。
- ② 各章末には、事業結果の総括を付記し、巻末には総括として、事業の実施結果についてまとめ、本事業の今後の課題・展望等を付記すること。
- ③ 報告書作成、編集などに係る諸費用、印刷及び製本にかかる諸経費、CD-ROM データ作成などに係る諸経費等を含めて一切の業務が本委託事業に含まれる。

(7) その他業務を実施する上での留意事項

- ① 実測に基づく食品ロス削減効果を最優先事項とすること。また、食品ロスの発生によりサプライチェーンを通して直接的、間接的に発生する温室効果ガス排出削減等の効果測定の過程や手法を示すこと。
- ② 行動変容を促す効果的な手段として一人一人に配慮した適切なナッジを選択するよう努めること。
- ③ ナッジのコンテンツを作成する際には、当該コンテンツを実際に使用する前に内容について本市と協議すること。
- ④ ナッジによる取組が市内小中学校に横展開できるものになるよう、出口戦略の検討を行うこと。
- ⑤ ナッジ等の介入内容については、実施結果を踏まえて必要な改善点の洗い出しをすること。
- ⑥ スケジュール管理を徹底するとともに、事業の進捗等について、本市の求めに応じて報告すること。とりわけ令和5年11月頃までにその時点での結果を本市担当者に報告できるようにすること。
- ⑦ 倫理的側面に配慮した実証デザインとすること。
- ⑧ 経費削減に努めること。
- ⑨ 本市と協議の上、定期的に打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせの内容について、協議録を作成し、1週間を目途に本市に提出すること。

4. 主な事業実施スケジュール

上記の3. 事業の内容は、以下の表に示す実施計画に基づいて実施するものとする。

また、各実施主体を含む実施者は、本市担当者の求めに応じて事業の進捗を報告することとし、少なくとも四半期に一度以上、本事業全体の進捗を本市担当者に報告すること。

業務の内容	作業項目	開始（予定）	終了（予定）
事前調査	アンケート項目の整理、設計、デザイン校正、印刷等	令和5年7月	令和5年8月

ナッジ介入案の検討	ツール設計、デザイン校正、必要な改善等	令和5年7月	令和5年8月
フィールド実証の実施	フィールド実証の実施、データ収集、報告等	令和5年9月	令和5年12月
効果検証の実施	進捗報告、データ解析、分析結果の検討、改善点の洗い出し、事後調査等	令和5年12月	令和6年2月
その他文献調査	食品ロス問題に関する情報収集、整理等	令和5年9月	令和5年11月
報告書の作成	報告書の作成	令和6年1月	令和6年3月

5. 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

6. 成果物の提出

(1) 成果物

紙媒体：報告書 5部（A4判 両面カラー刷り）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等 一枚（セット）

※報告書には業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含むこととする。

(2) 納入期限

令和6年3月22日（金）まで

(3) 納入場所

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市 環境部 環境モデル都市推進課 ゼロカーボン推進担当

電話：089-（948）-6459

7. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から本市に譲渡されたものとする。

(2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、本市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、本市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 守秘義務及び情報セキュリティの確保

(1) 守秘義務等について

受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報について、委託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

(2) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「セキュリティ要求事項」を遵守しなければならない。また、本事業上で取引を行う事業者等の協力者に対しても、情報セキュリティについての徹底を促すこと。

9. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書の記載内容に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、臨時休校等の措置によって学校での調査の継続が困難になるケースが生じることが予想されることから、できる限り計画通りに実施することを模索しつつも、対象者や調査方法等の変更が生じる場合は可及的速やかに本市担当者と協議を行う。

(5) 成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(6) 報告書の電子データの仕様は以下のとおりとする。

① Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

③ ②による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

④ 業務年度及び業務名等を収納ケース及び DVD-R にラベルにより付記すること。

⑤ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては本市担当者の指示に従うこと。